

資料 1

令和2年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめの状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年2月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告する。

1 いじめについて（4月～2月） ※令和2年度から4月～3月までのデータを集計

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数 (件)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)
26 年度	37 (88.1%)	328	280 (85.4%)	22 (95.7%)	149	129 (86.6%)	59 (90.8%)	477	409 (85.7%)
27 年度	39 (95.1%)	318	275 (86.5%)	20 (87.0%)	179	164 (91.6%)	59 (92.2%)	497	439 (88.3%)
28 年度	41 (100%)	1,507	1,332 (88.4%)	22 (95.7%)	221	198 (89.6%)	63 (98.4%)	1,728	1,530 (88.5%)
29 年度	41 (100%)	1,753	1,603 (91.4%)	20 (87.0%)	232	199 (85.8%)	61 (95.3%)	1,985	1,802 (90.8%)
30 年度	41 (100%)	3,105	2,917 (93.9%)	23 (100%)	246	215 (87.4%)	64 (100%)	3,351	3,132 (93.5%)
元 年度	41 (100%)	2,748	2,540 (92.4%)	22 (95.7)	209	185 (88.5%)	63 (98.4%)	2,957	2,725 (92.1%)
2 年度	38 (95%)	1,271	1,159 (91.1%)	20 (86.9%)	111	96 (86.5%)	58 (92.1%)	1,382	1,255 (90.8%)

※いじめ解消の判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間や分散登校期間において、担任による各家庭及び児童・生徒への個別連絡や、スクールカウンセラーによる個別面談等を実施するなど、学校に相談しやすい環境づくりを行った。
- ・令和2年度は、小中学校ともにいじめの認知件数が大幅に減少した。また、合計認知件数は9割の解消率を維持できた。

【今後の主な対応】

- ・教育委員会では、管理職や生活指導担当教員等、校内対応をコーディネートする者を対象とした研修の内容を充実させ、学校では、早期からの組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図る。
- ・特に、近年では児童・生徒がスマートフォン等を通じてSNSを利用する機会が増加する傾向にあり、SNSによる「インターネット上のいじめ」が増加することが予想される。今後、教育委員会では情報モラルの指導に関する研修を実施し、各学校では指導計画やSNSルールを作成することで、情報モラル教育の一層の充実を図る。
- ・学校では、早期発見につなげる取組として、アンケート調査以外にも、安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりを進めることで学校の教育相談体制の充実を図る。

2 不登校について（4月～2月） ※令和2年度から4月～3月までのデータを集計

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)
26 年度	28 (68. 3%)	62 (0. 33%)	23 (100%)	173 (2. 7%)	51 (79. 7%)	235 (0. 94%)
27 年度	29 (70. 1%)	91 (0. 48%)	23 (100%)	155 (2. 4%)	52 (81. 2%)	246 (1. 0%)
28 年度	39 (95. 1%)	118 (0. 60%)	23 (100%)	215 (3. 3%)	62 (96. 9%)	333 (1. 3%)
29 年度	38 (92. 7%)	137 (0. 69%)	23 (100%)	209 (3. 3%)	61 (95. 3%)	346 (1. 31%)
30 年度	39 (95. 1%)	184 (0. 89%)	23 (100%)	302 (4. 8%)	62 (96. 9%)	486 (1. 8%)
元 年度	41 (100%)	199 (0. 95%)	23 (100%)	340 (5. 3%)	64 (100%)	539 (1. 9%)
2 年度	40 (100%)	219 (1. 04%)	23 (100%)	339 (5. 23%)	63 (100%)	558 (2. 02%)

※出現率=不登校者数÷在籍者数×100

【主な特徴】

- ・不登校児童・生徒割合（出現率）を経年比較すると、小学校は増加傾向が続き、中学校は、微減した。
- ・不登校児童・生徒数とは別に、新型コロナウイルス感染回避のために、30日以上登校しなかった児童・生徒数は、小学校で41名、中学校で11名であった。

【今後の主な対応】

- ・学校では、不登校対応の役割を担う教員を現在よりもより明確化し、不登校傾向の児童・生徒の状況把握や関係者への情報伝達等を中心的に担うことで、組織的な対応の充実を図る。
- ・教育委員会では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童・生徒が社会的に自立する力を身に付けることを目指し、学びの機会や人とのつながりが確保されているかを視点に支援の充実を図る。
- ・1人1台タブレットを不登校児童・生徒が学校以外での学びの機会でも活用できるよう環境を整備し、個々の状況に応じたきめ細かい支援を推進していく。